

## 7. 税金・公共料金・郵便

- ◆ 税金の控除・免税等 ..... P 54
  - 自動車税(種別割)及び(環境性能割) ..... P 55
  - 軽自動車税(種別割) ..... P 56
- ◆ 携帯電話使用料等の割引 ..... P 56
- ◆ NHK 受信料の減免 ..... P 57
- ◆ 定期預金等の利子非課税(新マル優制度) ..... P 57
- ◆ 郵便料金の軽減 ..... P 58
- ◆ 青い郵便はがきの無償配布 ..... P 58

## 税金の控除・免税等

種目	控除の対象となる範囲	控除額	手続・窓口
所得税	◆特別障害者控除 本人または配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳「A」の所持者 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者	所得控除額 40 万円	給与所得者は事業所に申し出ます。それ以外の人は確定申告の際、税務署へ申告します。(手帳が必要です)  行橋税務署 TEL 23-0580
	◆障害者控除 本人または配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 3 級以下または療育手帳「B」の所持者 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級の所持者	所得控除額 27 万円	
	◆同居特別障害者である配偶者および扶養親族の控除 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である場合	所得控除額 75 万円	
市民税	◆特別障害者控除 本人または配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳「A」の所持者 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者	所得控除額 30 万円	給与所得者は事業所に申し出ます。それ以外の人は確定申告の際、市役所税務課へ申告します。(手帳が必要です)  行橋市役所 税務課 市民税係 TEL 25-1111 (内線 1131)
	◆障害者控除 本人または配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 3 級以下または療育手帳「B」の所持者 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級の所持者	所得控除額 26 万円	
	◆同居特別障害者である配偶者および扶養親族の控除 同一生計配偶者および扶養親族が特別障害者である場合	所得控除額 53 万円	
	分離課税とされる退職所得を除外した前年度の合計所得金額が 135 万円以下(給与所得者の年収に直すと 204 万 4,000 円未満)の障害者	非課税	
相続税	相続人が障害者である時は、85 歳に達するまでの年数に右の金額を乗じた額が相続税額から控除されます。	特別障害者 20 万円  障害者 10 万円	行橋税務署 TEL 23-0580
贈与税	特定障害者(特別障害者または精神障害者)の生活費等に充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受託者とする財産の信託があった場合。	・特別障害者非課税(限度額 6,000 万円) ・精神障害者非課税(限度額 3,000 万円)	行橋税務署 TEL 23-0580  ただし、特別障害者扶養信託については、各信託銀行
事業税	重度の視覚障害の方(両眼の視力喪失または、矯正視力 0.06 以下)が営む「はり、きゅう、マッサージ」の事業	非課税	行橋税務署 TEL 23-0580

【自動車税(種別割)及び(環境性能割)】

控除の対象となる範囲	下記に示す障がい者本人または生計を同じくする者が所有し、障がい者の通院、通勤、通学等日常生活のために使用する自動車		
	障害区分	等級	
	視覚障害	(本人運転) 2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4(H30.6.3以前に障害認定を受けられた場合は2級の2及び3級の2) (家族運転) 1級～3級、4級の一部	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	(本人運転) 1級～6級 (家族運転) 1級～4級	
	体幹不自由	(本人運転) 1級～3級、5級 (家族運転) 1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	(本人運転) 1級～6級 (家族運転) 1級～4級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害		1級、3級
	免疫・肝臓機能障害		1～3級
	知的障害		(家族運転) 療育手帳A1、A2、A3、B1 知能指数50以下で日常生活において常時介護を要する程度と判定された方
精神障害		(家族運転) 精神障害者保健福祉手帳1級	
金額	免税(排気量制限なし、ただし障害者1人につき軽自動車を含めて1台に限る)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税種別割 45,000円</li> <li>・自動車税環境性能割 課税標準額300万円</li> </ul>		
手続きに必要なもの	<注意> すでに減免適用を受け、廃車した場合は廃車手続きをしないと以後の減免ができません。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証      ・車検証      ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> <p>(家族運転の場合、以下の書類が追加が必要です)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の続柄明記の住民票      ・通学(通院)証明書</li> </ul> <p>*他にも必要な要件がありますので詳しくは窓口にお問い合わせください</p>		

\* 上記については、戦傷病者手帳所持者または精神障害者についても対象となる場合がありますので、詳しくは窓口にお問合せください。

【窓口】 行橋県税事務所  
TEL 23-2216 FAX 23-2205

## 【軽自動車税(種別割)】

控除の対象となる範囲	下記に示す障がい者本人または生計を同じくする者が運転し、障がい者の通院、通勤、通学等日常生活のために使用する軽自動車		
	障害区分	等級	
	視覚障害	1級～3級、4級の一部	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～6級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級、3級	
	免疫・肝臓機能障害	1～3級	
	知的障害	療育手帳A1、A2、A3、B1	
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳 1級	
金額	免税(障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限る) <注意> すでに減免適用を受け、廃車した場合は廃車手続きをしないと以後の減免ができません。		
申請	<b>◆申請手続きに必要なもの</b> ・運転免許証 ・車検証 ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 <b>◆申請期日</b> 納期限まで		

【窓口】 行橋市役所 税務課 管理係 1階10番窓口  
 TEL 25-1111 (内線 1134) FAX 26-3181

## 携帯電話使用料等の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
申請窓口	NTTドコモ (ドコモショップ)
	KDDI株式会社 (auショップ)
	ソフトバンクモバイル株式会社 (ソフトバンクショップ)

割引内容、申請方法は各会社で取扱が定められています。

## NHK受信料の減免

内容	次に掲げる方については、NHKへ免除申請書(福祉事務所長の証明が必要)を提出すると受信料が減免されます。
対象者	<p>〈全額免除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体障害者」、「知的障害者」、「精神障害者」が世帯構成員</li> <li>・世帯全員の市町村民税(住民税)が非課税の場合</li> </ul> <p>〈半額免除〉</p> <p>世帯主が契約者で視覚障害者、聴覚障害者、重度の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」の場合</p>
お問い合わせ先	NHK北九州放送局営業部 TEL 093-591-5020

【窓口】 行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室 1階 20番窓口  
 TEL 25-1111 (内線 1151) FAX 22-7952

## 定期預金等の利子非課税(マル優制度)

### ① 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度 ～障害者等のマル優制度～

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方
対象となる貯蓄	元本 350 万円までの「預貯金」、「合同運用信託」、「特定公募公社債等運用投資信託」、「一定の有価証券」に係る利子等
利用するには	最初の預入をする日までに「非課税貯蓄申請書」を「金融機関の営業所」等を経由して税務署長に提出をします。その際に、身体障害者手帳などの確認書類を提示する必要があります。

### ② 障害者等の少額公債の利子の非課税制度 ～障害者等の特別マル優制度～

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方
対象となる貯蓄	元本 350 万円までの「国債」、「地方債」に係る利子等 *①の「障害者等のマル優制度」とは別枠になっています。
利用するには	国債や地方債を最初に購入する日までに「特別非課税貯蓄申請書」をその購入をする「証券業者」や「金融機関の営業所」等の販売機関を経由して税務署長に提出をします。その際に、身体障害者手帳などの確認書類を提示する必要があります。

### ③ 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度

障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は郵政民営化後(平成 19 年 10 月 1 日以降)廃止され、①の「障害者等のマル優制度」の取扱によることとなります。

\* 郵政民営化前に非課税の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期(または解約)までの間、引き続き非課税となります。

## 郵便料金の軽減

区分		内容	重量	料金
通常郵便物	低料金 第3種	心身障害者団体が発行する新聞紙 (1回500部以上、月3回以上発行)	50gまで	8円
			50gを超えるものは50gごとに3円増	
	第4種	心身障害者団体が発行する定期刊行物で 上記以外のもの (1回500部以上、年4回以上発行)	50gまで	15円
			50gを超えるものは50gごとに5円増	
第4種		1 点字郵便物 2 盲人用録音物等 *1	3kgまで	無料
小包郵便物		心身障害者用ゆうメール *2	150gまで	92円
			250gまで	110円
			500gまで	150円
			1kgまで	180円
			2kgまで	230円
			2kg超	310円
		1 点字ゆうパック 2 聴覚障害者用ゆうパック *1	3辺計 60cmまで	100円
			3辺計 80cmまで	210円
			3辺計 100cmまで	320円
			3辺計 120cmまで	420円
			3辺計 140cmまで	520円
			3辺計 160cmまで	630円
		3辺計 170cmまで	730円	

\*1 指定施設との間での発注のみ

\*2 指定の図書館との間での発注のみ

【窓口】 所在地の郵便物配達を受け持つ郵便局

## 青い鳥郵便はがきの無償配布

日本郵政公社は、身体障がい者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的として、重度の身体障がい者の方および重度の知的障がい者の方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を封入したものを無償で提供しています。

配布の対象	重度の身体障がい者(1級、2級)、重度の知的障がい者(療育手帳A1、A2、A3)
受付期間	毎年4月頃
配布葉書	1. 通常郵便はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り) 2. 通常郵便はがき・胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)
配布枚数	20枚
申請方法	身体障害者手帳または療育手帳、申請用紙
配布の方法	原則として、自宅に郵送

\* 「くぼみ入り」は、視覚障がいの方が使いやすいように、郵便はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした郵便はがきです。

\* 申請時期、申請方法等の詳細につきましては最寄の郵便局へお問い合わせください。

【窓口】 最寄の郵便局

## 8. 住宅

- ◆ 公営住宅への入居 ..... P 60
- ◆ 住宅改修費の助成(福岡県すみよか事業) ..... P 60

## 公 営 住 宅 へ の 入 居

	対 象 者	内 容
市 営 住 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の1～4級をお持ちの方 (単身世帯の方は2DK・2LDKの住宅のみ 申込可能)</li> </ul>	<p>原則としては4月に入居の募集を行っていますが、行っていない場合もありますので、詳しくは下記の「市営住宅係」にお問合せください。</p> <p>次の方が世帯におられる場合、所得基準において裁量階層世帯となり、上限が上がります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)の方</li> <li>・精神障がい者(精神障害者手帳1～3級程度)の方</li> <li>・知的障がい者(療育手帳A1、A2、A3、B1)の方</li> </ul>
県 営 住 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の1～4級をお持ちの方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</li> <li>・療育手帳をお持ちの方</li> </ul>	<p>障がい者世帯の方は、所得基準において裁量階層世帯となり、上限が上がります。また、抽選方式の募集において2つの抽選番号(連番)が割り振られます。あっせん順位決定後の取り扱いについては、一般の方と同じです。詳しくは下記の「福岡県住宅供給公社行橋出張所」までお問合せください。</p> <p>障がい者世帯は入居者に次のいずれかに該当する方が1人以上いる世帯をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)の方</li> <li>・精神障がい者(精神障害者手帳1～2級程度)の方</li> <li>・知的障がい者(療育手帳A1、A2、A3、B1)の方</li> </ul>

【窓口】

●市営住宅

行橋市役所 都市政策課 住宅管理係

TEL 25-9744 (直通)、25-1111 (内線1321)

FAX 25-8201

●県営住宅

福岡県住宅供給公社 行橋出張所

TEL 23-2324

FAX 23-2374

## 住 宅 改 修 費 の 助 成 ( 福 岡 県 す み よ か 事 業 )

対 象 者	内 容	申請に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の1・2級</li> <li>・療育手帳A以上</li> <li>・知能指数50以下かつ身体 障害者手帳3級</li> </ul> <p>上記のいずれかに該当する 方で、住民税非課税の者のみ で構成される世帯に属する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修のための費用の一部を助成します。 (一住宅原則1回のみ、助成限度額30万円)</li> <li>・助成対象は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等</li> </ul> <p>*申請後、決定通知があつてからの工事となります。(工事後の申請では助成はできません)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・印鑑</li> <li>・工事の見積書</li> <li>・住宅平面図</li> <li>・改修前後の写真</li> </ul>

【窓口】

行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室 1階20番窓口

TEL 25-1111 (内線1153)

FAX 22-7952

## 9. 教育

- ◆ 特別支援学校 ..... P 62
- ◆ 特別支援教育就学奨励費の支給 ..... P 62
- ◆ 肢体不自由高校生奨学制度 ..... P 62
- ◆ 教育委員会問い合わせ先 ..... P 63

## 特別支援学校(視覚・聴覚・知的障害・肢体不自由等)

対象者	内 容	窓口・申込
障がい児	これらの学校では、対象となる児童の心身の障がいの状態や発達段階、特性などに応じて、よりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会に参加できるようにするための教育を行います。 *各学校の詳細につきましてはP79～P80をご覧ください	福岡県特別支援学校については、 福岡県教育委員会 義務教育課 TEL 092-643-3908 各市立特別支援学校については、各市教育委員会にお問合せください。 行橋市内小・中学校の特別支援学級については、 行橋市教育委員会 学校教育課 指導室 TEL 0930-25-1111 内線 1356

## 特別支援教育就学奨励費の支給

対象者	内 容	窓口・申込
特別支援学校または小・中学校の特別支援学級に就学する幼児、児童又は生徒	教育の機会均等を実現するために対象となる児童・生徒の学費に要する費用を補助する制度です。	福岡県立特別支援学校については、 福岡県教育委員会 義務教育課 TEL 092-643-3908 各市立特別支援学校については、各市教育委員会にお問合せください。 行橋市内小・中学校の特別支援学級については、 行橋市教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 0930-25-1111 内線 1347

## 肢体不自由高校生奨学制度

対象者	内 容	窓口・申込
身体障害者手帳 1 級から 5 級までの肢体不自由で高校在学学生及び合格見込のある生徒。ただし、養護学校・特別支援学校高等部在学者は除かれます。	福岡県内に居住する肢体不自由高校生のための奨学金制度で返済の義務はありません。 ・交付年額 35,000 円 ・手続き 毎年 11 月 10 日～12 月 10 日までに (1)願書 (2)在学学校長の推薦書 (3)所得課税証明書または源泉徴収票を提出してください。	福岡県肢体不自由児協会 春日市クロ-バ-プラザ内 TEL 092-584-5723

## 教育委員会問い合わせ先

福岡県内にある県立・各市立特別支援学校を管轄する教育委員会の連絡先です。  
各学校の詳細につきましてはP79～P80をご覧ください。

名 称	窓 口 ・ 問 い 合 わ せ
福岡県教育委員会 義務教育課	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 TEL 092-643-3908 FAX 092-643-3912
福岡市教育委員会 発達教育センター	〒810-0065 福岡市中央区地行浜 2 丁目 1 番 6 号 TEL 092-845-0015 FAX 092-845-0025
北九州市教育委員会 特別支援教育課	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873
大牟田市教育委員会 総務課	〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地 TEL 0944-41-2860 FAX 0944-41-2862
久留米市教育部 学校教育課	〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 TEL 0942-30-9217 FAX 0942-30-9719

# 10. 仕事

- ◆ 職業紹介 ..... P 64
- ◆ 地域障害者職業センター ..... P 64
- ◆ 障害者職業能力開発校 ..... P 64
- ◆ 障害者就業・生活支援センター ..... P 65

## 職業紹介

公共職業安定所(ハローワーク)では障がい者の就職や職業紹介を行っています。

【窓口】 行橋公共職業安定所  
TEL 25-8609 FAX 23-8198

## 地域障害者職業センター

対象者	内 容	窓 口
身体障害者 知的障害者 精神障害者 その他の障害者	障がい者に対して、公共職業安定所(ハローワーク)と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。 ・職業相談・職業評価 ・職業準備支援 ・職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業 ・リワーク支援 等	福岡障害者職業センター 北九州支所 北九州市小倉北区萩崎町 1-27 TEL 093-941-8521 FAX 093-941-8513

## 障害者職業能力開発校

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受講して関連職種への就職を希望する方</li> <li>・訓練を受講する上で健康面と集団生活に支障の無い方</li> <li>・応募訓練科別要件</li> </ul>					
内 容	科 名	募集 定員	訓練 期間	科 名	募集 定員	訓練 期間
	●プログラム設計科	20	2年	総合実務科	15	1年
	●3D-CAD科	20	1年	流通ビジネス科	25	1年
	●商業デザイン科	20	1年	流通ビジネス科 (音声パソコンコース)	5	1年
	●OA事務科	20	1年	職域開発科	10	6ヶ月
福岡障害者職業 能力開発校	〒808-0122 北九州市若松区蛸住 1728-1			TEL 093-741-5431 FAX 093-741-1340		

- \* ●印の科は高校卒業程度の学力が必要です。
- \* 通校が困難な方には寮設備があります。

## 障害者就業・生活支援センター

障がいをお持ちの方からの相談に応じ、地域の関係機関と連携をとりながら就業や日常生活上の問題を解決するために必要な指導および助言その他の援助を行います。

また、事業主からの相談に応じ、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行ったり、障がい者に対し、事業所等で職業準備訓練及び職場実習を行うことを斡旋します。

名称(福岡県の指定センター)	住 所	電話番号
		FAX 番号
障害者就業・生活支援センター エール	行橋市南泉 3-1-5	25-7511
		25-7512
北九州障害者就業・生活支援センター	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 2階	093-871-0030
		093-871-0083
障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	田川市大字夏吉 4205-3	0947-23-1150
		0947-46-9506
障害者就業・生活支援センター 野の花	福岡市中央区天神 3-14-31 天神リンデンビル 5階	092-729-9987
		092-717-9988
福岡県央障害者就業・生活支援センター	直方市須崎町 16-19	0949-22-3645
		0949-29-1239
障害者就業・生活支援センター ほっとかん	大牟田市新栄町 16-11-1	0944-57-7161
		0944-57-7163
障害者就業・生活支援センター ちどり	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-6-1	092-963-5062
		092-963-5055
障害者就業・生活支援センター ちくし	春日市春日公園 5丁目 16番 1-1 コ-ポ 220 1階	092-592-7789
		092-586-6689
障害者就業・生活支援センター はまゆう	宗像市田熊 5-5-2	0940-34-8200
		0940-34-8300
障害者就業・生活支援センター ちくぜん	朝倉郡筑前町東小田 3539-8	0946-42-6801
		0946-42-6802
障害者就業・生活支援センター ぼるて	久留米市合川町 1490-8	0942-65-8367
		0942-65-8378
障害者就業・生活支援センター BASARA	飯塚市吉原町 6-1 あいタウン 4階	0948-23-5560
		0948-23-5700
障害者就業・生活支援センター 「デュナミス」	八女市鶴池 269-1 102号室	0943-58-0113
		0943-58-0173

# 11. 介護保険

◆ 介護保険制度	
サービスの対象者 .....	P 68
サービス利用の手順 .....	P 68
利用できるサービスの種類等 .....	P 69
利用者負担 .....	P 69
介護保険や高齢者の相談機関 .....	P 69

## 介護保険制度

介護保険サービスは、わたしたちが住む行橋市が運営しています。40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときは、ホームヘルプやデイサービス、施設への入所サービス等を利用できる仕組みとなっています。

障害をお持ちの方で障害福祉サービス等をご利用中の方であっても、原則として65歳になりましたら介護保険制度のサービスの利用対象者となるかどうかの判定を受ける必要があります。

第1号被保険者 … 65歳以上の方

第2号被保険者 … 40歳から64歳までの医療保険に加入している方

\* 介護保険証は65歳になった月(65歳の誕生日の前日に属する月)に交付されます。

\* 40歳から64歳の方は、要支援・要介護と認定された方に交付されます。

\* 保険料の金額や納め方については、窓口におたずねください。

### 【サービスの対象者】

サービスを利用できる方は、介護保険に加入している方で65歳以上の高齢者または老化が原因とされる病 気(特定疾病)で、介護や支援が必要と認められた40歳以上の方です。

#### ◎介護保険サービスに該当する特定疾病

・がん末期	・筋萎縮性側索硬化症	・後縦靭帯骨化症	・骨折を伴う骨粗しょう症	・多系統萎縮症
・初老期における認知症	・脊髄小脳変性症	・脊柱管狭窄症	・早老症	
・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	・脳血管疾患			
・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	・閉塞性動脈硬化症			
・関節リウマチ	・慢性閉塞性肺疾患	・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		

\* 介護保険に該当する障害者の方は、原則として介護保険サービスが優先されます。

### 【サービス利用の手順】

・申請の窓口 … 行橋市役所 介護保険課(1階19番窓口)

・申請に必要なもの … 介護保険証、印鑑、健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)、その他申請時に主治医と医療機関の確認をします。

【申 請】 行橋市介護保険課(19番窓口)で介護認定の申請を行います。

【認定調査】 調査員が訪問して、本人や家族からの聞き取り調査を行います。

【一次判定】 調査した内容をコンピューター判定し、要介護状態区分(7段階)を導き出します。

【二次判定】 コンピューター判定の結果と医師の意見書等をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査を行い、要介護等の判定を行います。

【サービス利用開始】 要介護等の状態に応じて、ケアマネージャーにケアプランを作成してもらい、サービスの利用を開始します。

## 【利用できるサービスの種類等】

介護保険のサービスは大きく2つに分かれています。

◎介護予防サービス・・・要支援1、要支援2の方

◎介護サービス・・・要介護1～要介護5の方

通所して利用する	通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)
訪問を受けて利用する	訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション 訪問看護、居宅療養管理指導
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給
短期間入所する	短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)
在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護
施設に入所する	施設サービスは要介護1～5の人が対象です。 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院

\*地域密着型サービス・・・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護等といった市町村の裁量で整備されている事業があります。

\*サービスの種類・対象者の詳細については、窓口におたずねください。

## 【利用者負担】

介護保険サービスでは、かかった費用の1割、2割または3割を利用者が負担します。

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に給付される上限額(支給限度額)が決められています。

【例】おもな在宅サービスの

支給限度額(1ヶ月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

## 【介護保険や高齢者の相談機関】

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等の窓口です。

名 称	住 所	電話番号
行橋市総合相談支援センター	行橋市中央一丁目1番1号(行橋市役所介護保険課内)	25-1111 内線1175
行橋 高齢者相談支援センター	行橋市宮市町4番30号	23-8222
今元 高齢者相談支援センター	行橋市大字金屋370番地4	22-1010
泉 高齢者相談支援センター	行橋市東泉五丁目1番19号	23-6000
仲津 高齢者相談支援センター	行橋市大字東徳永339番地1(新田原聖母病院内)	26-1180
中京 高齢者相談支援センター	行橋市中津熊501番地(行橋市社会福祉協議会内)	23-5616
長峽 高齢者相談支援センター	行橋市大字二塚584番地 (社会福祉法人 みやこ老人ホーム敷地内)	23-8236

【窓口】 行橋市役所 介護保険課 1階19番窓口

TEL 25-1111(内線1172~1176)

FAX 26-3017

## 12. 障害者自立支援

- ◆ 障害福祉サービスの内容 ..... P 71
- ◆ 障害福祉サービスの利用手続き ..... P 72
- ◆ 障害児通所支援の利用手続き ..... P 73
- ◆ サービスの利用者負担 ..... P 74

## 障害福祉サービスの内容

- ① 訪問系サービス … 主に在宅で訪問を受け、利用するサービス  
 ② 日中活動系サービス … 施設等で昼間の活動を支援するサービス  
 ③ 居住系サービス … 住まいの場を支援するサービス

給付の種類	サービスの種類	内 容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事介助などの身体介護、食事準備や掃除などの家事援助を行います。
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
		行動援護	知的障がい者や精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出の移動の補助などをします。
		重度障害者 包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に移動の援護や必要な援助を行います。
日中活動系サービス	介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
		生活介護	常に介護が必要な障がい者に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や創作的な活動などの機会を提供します。
		短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などで一時的に介護できなくなった場合、短期間、施設へ入所できます。
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方が施設等に通い、理学療法・作業療法やその他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言とその他の必要な支援を受けることができます。
		自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある方が施設等に通い、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を受けることができます。
		就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
		就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、 1. 就労経験があって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 2. 50歳以上の人、または障害年金1級受給者 3. 1、2に該当しない人で、就労移行支援事業者などのアセスメントにより、就労面の課題などの把握がされている人 に対して、生産活動等の機会の提供と就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行ないます。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
居住系サービス	介護給付	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴や排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、主として夜間に、共同生活を営むための住居における相談や日常生活の援助を行います。
	訓練等給付	自立生活援助	施設を利用していた障がい者が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。

## 障害福祉サービスの利用手続き

障害福祉サービスを利用するためには、市役所または相談支援事業所に相談をし、障がい者支援室(市役所 1 階 20 番窓口)で手続きを行ってください。

給付の種類	申請に必要なもの
介護給付	・障害福祉サービス支給申請書    ・障害支援区分認定申請書    ・印鑑    ・個人番号 ・障害年金等を受給されている方につきましては、年金証書または年金の振り込まれている通帳の写し ・生活保護受給世帯の方は、生活保護手帳又は生活保護を受給している事の証明書
訓練等給付	・障害福祉サービス支給申請書    ・印鑑    ・個人番号 ・障害年金等を受給されている方につきましては、年金証書または年金の振り込まれている通帳の写し ・生活保護受給世帯の方は、生活保護手帳又は生活保護を受給している事の証明書

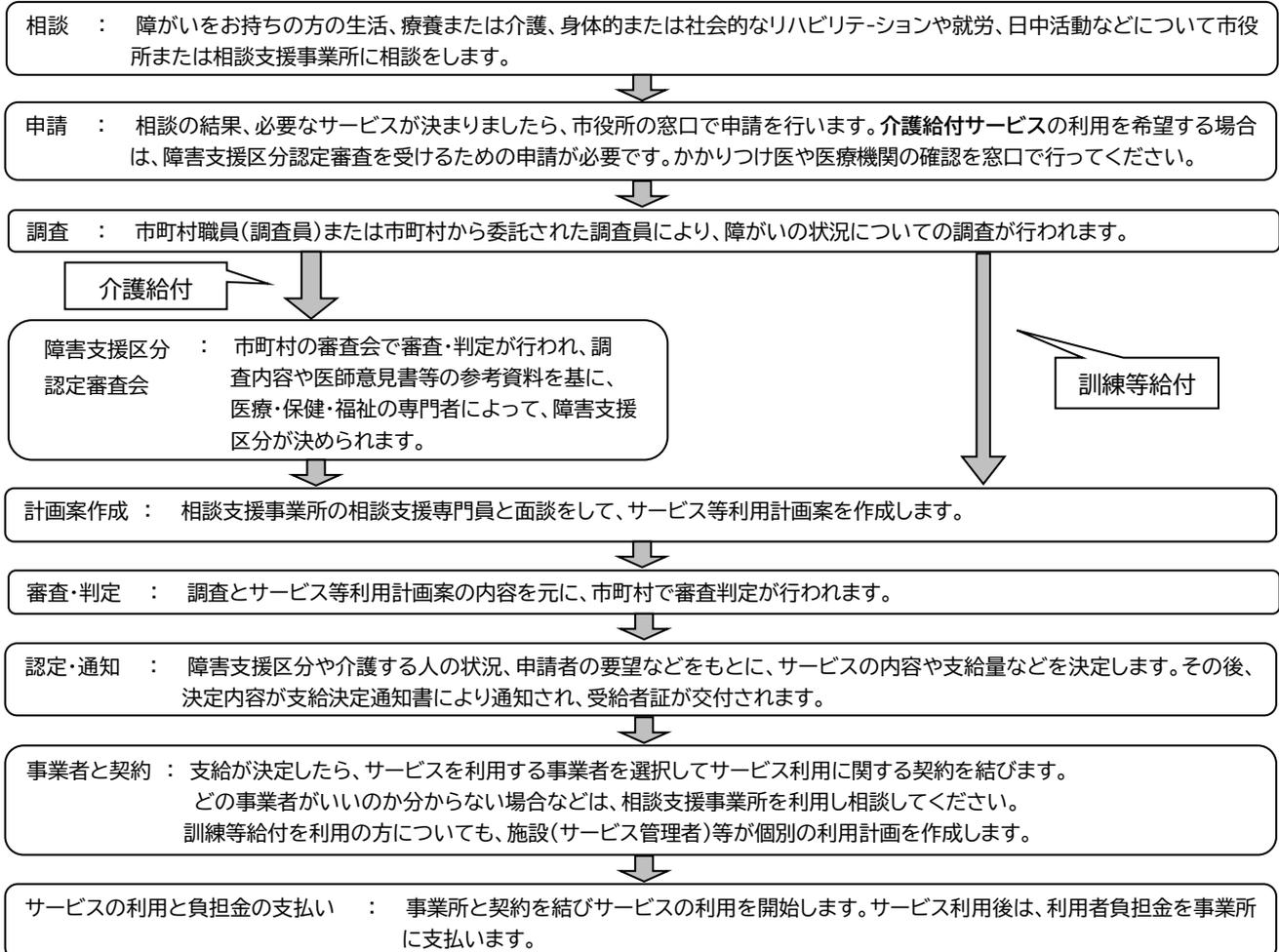
### ● 地域の障がい者相談支援事業所

自立支援の申請代行等が可能です。

名 称	住 所	電話番号
行橋市障がい者等基幹相談支援センター (社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会)	行橋市大字中津熊 501 番地	25-5534
相談支援事業所 共生の里	行橋市泉中央六丁目 11 番 15 号	28-9388
地域療育等支援事業 恵光園 ハイジ	豊前市大字荒堀 37-12	0979-82-2676

【窓口】 行橋市役所 地域福祉課障がい者支援室 1階 20 番窓口  
 TEL 25-1111 (内線 1153, 1154) FAX 22-7952

### 【申請から利用までの流れ】



## 障害児通所支援の利用手続き

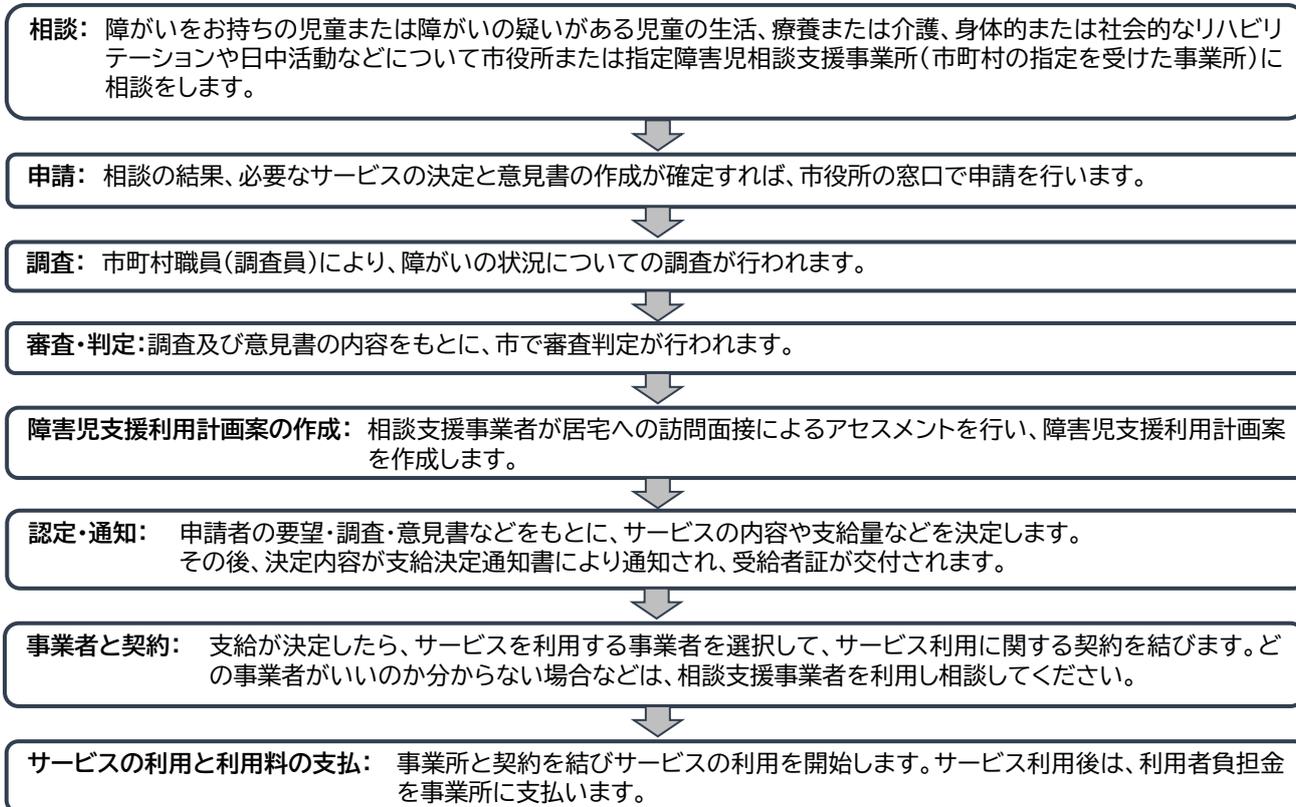
### 【障害児通所支援の内容】

サービスの種類	内 容	対象となる児童
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	集団療育及び個別療育が必要な未就学の障がい児
医療型児童発達支援	児童発達支援の内容に加え治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園・大学を除く)に修学しており、授業の終了後・休業日に支援が必要な障がい児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、保育所等を訪問し専門的な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問しての専門的な支援が必要な障がい児
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

### 【申請に必要なもの】

- ・障害児通所給付支給申請書 ・障害児相談支援給付費支給申請書 ・印鑑 ・個人番号
  - ・サービス利用に関する意見書(児童相談所・医師等の作成したもの※)
- ※障害者手帳を有する児童については不要です。

### 【申請から利用までの流れ】



## サービスの利用者負担

障害福祉サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは市が負担します。利用者負担の割合は、原則 1 割です。

月ごとにかかる利用者負担には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。また、1 割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1 割のほうの負担額になります。

所得を判断するときの世帯の範囲

- ◎18 歳以上の障がいのある人(施設に入所する 18、19 歳を除く)・・・障がい者本人とその配偶者
- ◎障がいのある児童(施設に入所する 18、19 歳を含む)・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

### ● 障がいのある人の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円未満) ・入所施設利用者(20 歳以上)およびグループホーム利用者を除く	9,300 円
一般 2	上記以外 (入所施設利用者(20 歳以上)およびグループホーム利用者含む)	37,200 円

### ● 負担軽減措置(障がいのある人)

高額障害福祉サービス等給付費	同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合、それぞれの利用者負担額を合計することができ、決められた上限額を超えた分は「高額障害福祉サービス等給付費」として支給され、負担が軽くなります。
入所施設を利用している人への補足給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「20 歳未満」の施設入所者の場合 20 歳未満の人の利用者負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で、通常必要な費用と同じくらいの負担になりように補足給付が行われます。</li> <li>・「20 歳以上」の施設入所者の場合 生活保護や低所得(市町村民税非課税世帯)の人は、申請により、補足給付が支給され、利用者負担が軽減されます。</li> </ul>
通所施設などの食費負担の軽減	食費のうち、人件費相当分は給付され、食材料費のみの負担となります。
グループホーム利用者への助成	グループホームを利用する人で、所得の低い人には、家賃の一定額が助成されます。
高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担軽減	ホームヘルプやショートステイなどの障がい福祉サービスを利用してきた人が、65 歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。

### ● 障がいのある児童の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額(月額)	
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円	
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	

## 13. 行橋市障害者地域生活支援事業

- ◆ 地域生活支援事業 ..... P 76
- ◆ 必須事業 ..... P 76
- ◆ 任意事業 ..... P 77

## 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、障がい児・障がい者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた様々な事業を実施しています。

これらの事業の中でも、行橋市では「必須事業」及び「任意事業」を実施しており、障害福祉サービスとあわせて障がい児・障がい者の地域生活を支援します。

【窓口】 行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室 1階 20番窓口  
 TEL 25-1111 (内線 1151、1153) FAX 22-7952

## 必須事業

地域生活支援事業の中で、市町村が実施することとされている事業を「必須事業」といいます。

事業名	内容
障害者相談支援事業	<p>障がい者やその家族等からの福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。</p> <p>行橋市では、3 障がいの総合相談窓口として行橋市社会福祉協議会、共生の里に委託しており、ピアカウンセリングの相談窓口として夢活動センター行橋に委託をしています。</p> <p>【窓口】 ・ 行橋市社会福祉協議会(行橋・中京・長峽校区)            TEL 25-5534 FAX 25-5536            ・ 相談支援事業所 共生の里(今元・中津・泉校区)            TEL 28-9388 FAX 28-9389            ・ 夢活動センター行橋            TEL・FAX 24-8866</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、または精神障がい者に対し、成年後見制度を利用することにより権利擁護を図る事業で、申請や後見人に関係する親族等がない場合に成年後見制度の申立費用(登記手数料、鑑定費用等)や後見人等の報酬を助成します。</p> <p>【窓口】 行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室            TEL 0930-25-1111 (内線 1151)</p>
意思疎通支援事業	<p>聴覚・言語機能・音声機能障害のために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者の設置や派遣等により意思疎通の円滑化を図る事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者派遣事業・・・P41をご覧ください</li> <li>・ 手話通訳者設置事業・・・行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室に手話通訳者等を1名配置しています。</li> </ul>
手話奉仕員養成研修事業	<p>聴覚障がい者等との交流活動等を促進し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。</p> <p>【窓口】 行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室            TEL 0930-25-1111 (内線 1151)</p>
日常生活用具給付事業	<p>重度障がい者等に対し介護訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。また、住宅改修に必要な費用の助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活用具給付事業・・・P34をご覧ください</li> </ul>

事業名	内容
移動支援事業	<p>野外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援(個別型)・・・ガイドヘルプサービス P41 をご覧ください</li> <li>・ 移動支援(移送型)・・・重度身体障害者移送サービス事業 P49 をご覧ください</li> </ul>
地域活動支援センター事業	<p>創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う事業です。</p> <p>行橋市では、「基礎的事業」として作業所の強化と居宅生活支援(デイサービスの)事業を継続して実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業所支援・・・美夜古共同作業所</li> <li>・ 居宅生活支援・・・NPO法人よろこびネット</li> </ul>

## 任意事業

地域生活支援事業の中で、地域の特性や利用者の状況にあわせて実施される事業を「任意事業」といいます。

事業名	内容
福祉ホーム事業	日常生活の中で介助を必要としない程度に生活習慣が確立されており、継続して就労できる見込みがある人で、家庭環境等により住居の確保が困難な障がい者等に対し、低額な料金で居室やその他の設備を提供し、社会復帰の促進を図ります。
訪問入浴サービス事業	在宅の重度障がい者等のうち、自宅浴槽での入浴が困難な方等の自宅へ移動入浴車を派遣する事業です。詳細につきましてはP40 をご覧ください。
日中一時支援事業	<p>障がい児・障がい者の家族の一時的な介護負担の軽減や家族の就労のために日中の預かりや日中活動の場を提供します。詳細につきましてはP39 をご覧ください。</p> <p>【窓口】 行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室 TEL 0930-25-1111 (内線 1153)</p>
医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、その費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者が運転免許を取得する際の教習費用の助成や、身体障がい者(肢体不自由)が本人の運転する自動車の改造費を助成する制度です。詳細につきましてはP46 をご覧ください。
点字・声の広報等発行事業	<p>視覚障がい者に対し、広報誌等の内容を音声録音して自宅へ郵送配布します。</p> <p>【窓口】 行橋市役所 地域福祉課 障がい者支援室 TEL 0930-25-1111 (内線 1153)</p>
スポーツ・レクレーション教室開催事業	<p>風船バレー、卓球バレー等のスポーツ教室を開催します。</p> <p>【窓口】 行橋市社会福祉協議会 TEL 0930-23-1111、0930-23-5611</p>